

青森県報

第三千百五十七号

平成二十一年
十一月四日
(水曜日)

目次

告示

道路の区域の変更

公 告

気象観測装置の購入に係る一般競争入札

建設業者の許可の取消し

右 同

(道路課) …… 一

(原子力安全
対策課) …… 二

(東青地
域局) …… 三

(西北地
域局) …… 三

右 同 …… (同) …… 四

公安委員会

警備員等の検定の実施 …… (生活安全
企画課) …… 四

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示 …… (会
計課) …… 六

告 示

青森県告示第七百十号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成二十一年十二月三日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十一年十一月四日

青森県知事 三 村 申 吾

図面 番号	道路 種類	路線名	変 更 の 区 間	変更の 前後別	敷地の幅員	敷地の延長	備考
1	県道	弘前柏線	北津軽郡鶴田町大字野木字西松虫二九の一から 北津軽郡鶴田町大字野木字東鶴見七の一まで 北津軽郡鶴田町大字野木字西松虫二九の一から 北津軽郡鶴田町大字野木字東鶴見七の一まで 北津軽郡鶴田町大字野木字東鶴見七の一から 北津軽郡鶴田町大字野木字西松虫二九の一から 北津軽郡鶴田町大字野木字東鶴見七の一まで 北津軽郡鶴田町大字野木字東鶴見七の一から 北津軽郡鶴田町大字野木字西松虫二九の一から	前 前 後 前 前	三・九〇メートルから 二・二〇メートルまで 二・二〇メートルから 五・二〇メートルまで 二・二〇メートルから 二・二〇メートルまで 二・二〇メートルから 二・二〇メートルまで	一、〇〇五・一〇メートル 九八〇・〇〇メートル 九八〇・〇〇メートル 二、二九〇・二〇メートル 一、九九九・七〇メートル 一、九九九・七〇メートル	

3	県 道	弘前岳 沢線	弘前市大字松ケ枝一丁目三の四から	後	二・六・五〇メートルから	四四三・〇〇メートル
			弘前市大字和徳町九〇の一まで	前	二一・〇〇メートルから	五一五・〇〇メートル
2	県 道	弘前柏線	つがる市柏桑野木田米本二の三から	後	二一・六〇メートルから	二、四九七・一〇メートル
			つがる市柏桑野木田八幡二九四の一まで	前	五五・〇〇メートルまで	二、七二四・四〇メートル
3	県 道	弘前岳 沢線	つがる市柏桑野木田米本二の三から	後	二一・六〇メートルから	二、四九七・一〇メートル
			つがる市柏桑野木田八幡二九四の一まで	前	五五・〇〇メートルまで	二、七二四・四〇メートル
3	県 道	弘前岳 沢線	つがる市柏桑野木田米本二の三から	後	二一・六〇メートルから	二、四九七・一〇メートル
			つがる市柏桑野木田八幡二九四の一まで	前	五五・〇〇メートルまで	二、七二四・四〇メートル

公 告

気象観測装置の購入に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六の規定により公告する。

平成二十一年十一月四日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 一般競争入札に付する事項
次に掲げる物品の購入とし、その物品に要求する性能等は、入札説明書による。
- 二 気象観測装置 一式
- 三 履行期限
平成二十二年三月二十四日
- 三 納入場所
以下のとおりとする。

四 入札に参加する者に必要な資格

モニタリングステーション千歳平局（上北郡六ヶ所村大字倉内字笹崎五二の二）
モニタリングポスト砂子又局（下北郡東通村大字砂子又字沢内五の三五）

1 地方自治法施行令第百六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

2 平成二十年六月三十日青森県告示第五百十号（物品等の競争入札参加資格）又は平成二十一年三月二十七日青森県告示第百九十九号の一の規定により理化学・計測機器の購入の契約についてAの等級に格付けされた者であること。

3 入札書の提出期限の日から開札の時までの間に、知事の指名停止の措置を受けていない者であること。

五 入札書の提出場所等

1 入札書の提出場所、入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

上北郡六ヶ所村大字倉内字笹崎四〇〇の一

青森県原子力センター総務担当

電話 〇一七五 七四 二二三五一

2 入札書の提出方法

1 に掲げる提出場所に持参すること。

- 3 入札書の提出期限
平成二十一年十一月二十四日 午後五時十五分
- 4 開札の日時及び場所

(一) 日時
平成二十一年十一月二十五日 午前十一時

(二) 場所
上北郡六ヶ所村大字倉内字笹崎四〇〇の一
青森県原子力センター 二階大会議室

六 入札保証金及び契約保証金に関する事項
青森県財務規則（昭和三十九年三月青森県規則第十号）第百三十二条、第百三十三条及び第百五十九条の規定による。

七 契約書の取り交わし時期
落札決定の日から七日以内

八 落札者の決定方法
予定価格の範囲内で、売買代金に係る最低の価格をもって有効な入札を行い、かつ、十の3の規定により落札対象とする者を落札者とする。

九 入札条件
青森県財務規則（昭和三十九年三月青森県規則第十号）に定める入札者心得書を遵守するほか入札説明書による。

十 その他

- 1 入札及び契約の手續において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- 2 入札者に求められる義務

入札への参加を希望する者は、入札説明書に基づき購入物品の製作仕様書等を作成し、これを入札書の提出期限の七日前までに青森県原子力センター所長に提出しなければならず、また、開札日の前日までに当該製作仕様書等に関する説明を求められた場合には、これに応じるとともに、必要な場合には、当該製作仕様書等の内容の変更に応じなければならない。

3 落札対象

購入物品に要求する性能等が満たされていると判断した2の製作仕様書等に係る入札書のみを落札対象とする。

4 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

5 入札書の記載方法

落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十一年十一月四日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 株式会社岩木水道工業所
- 二 代表者の氏名 小田桐 信夫
- 三 主たる営業所の所在地 青森市第二問屋町四丁目六の二一
- 四 許可番号 青森県知事許可（般 一九）第一四一九号
- 五 取消年月日 平成二十一年九月三十日
- 六 取消しに係る建設業の許可
管、水道施設、消防施設工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
平成二十一年九月二十五日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十一年十一月四日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 株式会社稲垣建設
- 二 代表者の氏名 尾野 亨
- 三 主たる営業所の所在地 つがる市稲垣町繁田源六六の一
- 四 許可番号 青森県知事許可(特 一九)第二二九〇号
- 五 取消年月日 平成二十一年九月二十四日
- 六 取消しに係る建設業の許可
土木、とび・土工、ほ装工事業に係る特定建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
平成二十一年一月二十九日前記建設業者が破産手続開始の決定により解散したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十一年十一月四日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 株式会社稲垣建設
- 二 代表者の氏名 尾野 亨
- 三 主たる営業所の所在地 つがる市稲垣町繁田源六六の一
- 四 許可番号 青森県知事許可(般 一九)第二二九〇号
- 五 取消年月日 平成二十一年九月二十四日
- 六 取消しに係る建設業の許可
建築、管、造園、水道施設工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
平成二十一年一月二十九日前記建設業者が破産手続開始の決定により解散したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

定に該当する。

公安委員会

青森県公安委員会告示第百十三号

警備業法(昭和四十七年法律第百十七号。以下「法」という。)(第二十三条第一項の規定に基づく検定を次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則(平成十七年国家公安委員会規則第二十号。以下「検定規則」という。)(第七条の規定により公示する。

平成二十一年十一月四日

青森県公安委員会委員長 阿 保 耀 子

- 一 検定の実施日時及び場所
 - 1 実施日時
平成二十二年二月六日(土)午前九時から午後五時まで
 - 2 場所
青森市問屋町一丁目一〇の一〇 青森市はまなす会館
- 二 検定を行う警備業務の種類及び級
検定規則第一条第三号に規定する雑踏警備業務 一級
- 三 検定の定員
三十人(予定)
- 四 受検資格
青森県内に住所を有する者又は青森県外に住所を有する者で青森県内に所在する営業所に属する警備員であつて、次のいずれかに該当する者
 - 1 雑踏警備業務について検定規則第四条に規定する二級の検定(以下「二級検定」という。)(に係る法第二十三条第四項の合格証明書(以下「合格証明書」という。)(の交付を受けている者であつて、同合格証明書の交付を受けた後、雑踏警備業務に従事した期間が一年以上であるもの
 - 2 都道府県公安委員会が前1に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

五 検定の方法及び内容

1 方法

検定は、学科試験及び実技試験とし、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験は行わない。

2 内容

(一) 学科試験

- (1) 警備業務に関する基本的な事項
- (2) 法令に関すること。
- (3) 雑踏の整理に関すること。
- (4) 雑踏警備業務の管理に関すること。
- (5) 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(二) 実技試験

- (1) 雑踏の整理に関すること。
- (2) 雑踏警備業務の管理に関すること。
- (3) 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

六 検定申請の手続き

1 検定申請の受付期間及び受付時間

(一) 受付期間

平成二十一年十二月七日(月)から同年十二月二十五日(金)までの間(土曜日及び日曜日並びに国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日を除く。)

(二) 受付時間

午前九時から午後五時までの間

(三) 受付の締め切り

検定申請の受付は先着順とし、検定申請者の人員が予定定員に達し次第、受付を締め切る。

2 検定申請の受付場所

次に掲げる区分により、そのいずれかに申請すること。

- (一) 青森県内に住所を有する者は、住所地を管轄する警察署(警察署分庁舎を含む。)(の生活安全課又は刑事生活安全課

- (二) 青森県外に住所を有する者で青森県内に所在する営業所に属する警備員は、当該営業所の所在地を管轄する警察署(警察署分庁舎を含む。)(の生活安全課又は刑事生活安全課

3 申請方法

六の2の受付場所に検定申請の書類及び検定手数料を持参して申請を行うこととし、郵送等による申込みは認めない。

4 検定申請の書類

(一) 検定申請書 一通

(二) 写真(申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ三・〇センチメートル、横の長さ二・四センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの) 二葉

(三) 青森県内に住所を有する者は、住所地を疎明する書面(住民票の写し、自動車運転免許証の写し等) 一通

(四) 青森県外に住所を有する者で青森県内に所在する営業所に属する警備員は、営業所に属することを疎明する書面 一通

(五) 四の1に該当する者は、二級検定(雑踏警備業務に係るものに限る。)(に係る合格証明書の写し及び警備業務に従事していたことを証明する警備業者等が作成する書面 一通

(六) 四の2に該当する者は、一級検定受検資格認定書(雑踏警備業務に係るものに限る。)(の写し 一通

5 受検手数料

一万三千円の青森県収入証紙により、検定申請書提出時に納入すること。

七 検定受付時間

当日の午前八時三十分から午前九時までの間

八 その他

1 検定申請者には、検定申請書を提出した警察署において受検票を交付する。

2 合格者に対しては、成績証明書を交付する。

3 受検に際しては、受験票、筆記用具、運動靴を持参すること。

九 検定申請に関する問い合わせ先

1 青森県警察本部生活安全全部生活安全企画課

電話〇一七 七二三 四二一一内線三〇四五

2 青森県内の警察署(警察署分庁舎を含む。)(の生活安全課又は刑事生活安全課

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成二十一年十一月四日

青森県警察本部長 石 川 威一郎

- 一 物品等の名称及び数量
IC 運転免許証作成機用消耗品 一式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
青森県警察本部警務部会計課
青森市新町二丁目三の一
- 三 契約の方法
随意契約
- 四 契約の相手方を決定した日
平成二十一年八月三十一日
- 五 契約の相手方の名称及び住所
株式会社DNPアイディーステム
東京都新宿区新宿四丁目三の一七
- 六 契約金額
一式当たり 二百九十三万三千五百九十五円
- 七 随意契約の理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十条第一項第一号の規定を適用して随意契約によることとしたものである。
- 八 契約の相手方を決定した手続
予定価格の制限の範囲内の価格による見積りであったので、契約の相手方としたものである。

(発行所・発行人)
青森市長島二丁目一番一号
青 森 県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町二丁目番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭